

◎新潟県告示第1282号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定し、同条第4項の規定により告示する。

令和4年12月16日

新潟県知事 花 角 英 世

1 知事指定薬物の名称

- (1) 2-（3-メトキシフェニル）-2-[(プロパン-2-イル)アミノ]シクロヘキサン-1-オン（通称名：MXiPr、Methoxisopropamine）及びその塩類
- (2) N-メチル-1-（5-メチルチオフェン-2-イル）プロパン-2-アミン（通称名：5-MMPA、Mephedrene）及びその塩類
- (3) 2- { 2-（4-エトキシベンジル）-1H-ベンゾ [d] イミダゾール-1-イル } -N, N-ジエチルエタン-1-アミン（通称名：Etazene、Etodesnitazene）及びその塩類
- (4) N-（1-アミノ-3, 3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル）-1-ヘキシル-1H-インダゾール-3-カルボキシアミド（通称名：ADB-HEXINACA、ADB-HINACA）及びその塩類
- (5) N-（1-アミノ-1-オキソ-3-フェニルプロパン-2-イル）-1-ブチル-1H-インダゾール-3-カルボキシアミド（通称名：APP-BINACA、APP-BUTINACA）及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に規定する危険薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力が発生する日

令和4年12月17日